

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和7年6月16日</p> <p>大阪府長 殿</p> <p style="text-align: center;">提出者</p> <p style="text-align: center;">住所 大阪市淀川区野中北2丁目11番15号</p> <p style="text-align: center;">氏名 コーナン建設株式会社</p> <p style="text-align: center;">代表取締役社長 原 恭平</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号 06-6399-0075</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	コーナン建設株式会社 大阪府管轄作業所
事業場の所在地	大阪市淀川区野中北2丁目11番15号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	135億円
③従業員数	188名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙記載

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず
	排出量	529.82 t	0.48 t
	(これまでに実施した取組) ・ 余剰材の引取り		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず
	排出量	300.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 梱包材の簡素化 ・ 分別の細分化		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 木くず・金属くず・廃石膏ボード・コンクリートがら・がれき類 ・ アスファルトコンクリート類
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ ガラス陶磁器類・廃プラスチック・段ボール

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃石膏ボード	その他のがれき類	コンクリート塊	がれき類 (石綿含有)
43.50 t	44.40 t	2887.48 t	55.50 t

②計画

廃石膏ボード	その他のがれき類	コンクリート塊	がれき類 (石綿含有)
40.00 t	40.00 t	1000.00 t	30.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

建設系混合廃棄物（管理型）	蛍光灯		
98.54 t	0.30		

②計画

建設系混合廃棄物（管理型）	蛍光灯		
60.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず
	全処理委託量	529.82 t	0.48 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	24.20 t	0.00 t
	再生利用業者への 処理委託量	529.82 t	0.48 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
再資源化に取り組む			

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃石膏ボード	その他のがれき類	コンクリート塊	がれき類 (石綿含有)
43.50 t	44.40 t	2887.48 t	55.50 t
24.20 t	44.40 t	0.00 t	55.50 t
43.50 t	44.40 t	2887.48 t	0.00 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

建設系混合廃棄物（管理型）	蛍光灯		
98.54 t	0.30 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
79.43 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第5面-1)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず
	全処理委託量	300.00 t	0.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	150.00 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	300.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良処理業者への契約量の増加に努める。		
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

廃石膏ボード	その他のがれき類	コンクリート塊	がれき類 (石綿含有)
30.00 t	20.00 t	1000.00 t	40.00 t
15.00 t	20.00 t	500.00 t	30.00 t
30.00 t	20.00 t	1000.00 t	10.00 t
t	t	t	t
t	t	t	t

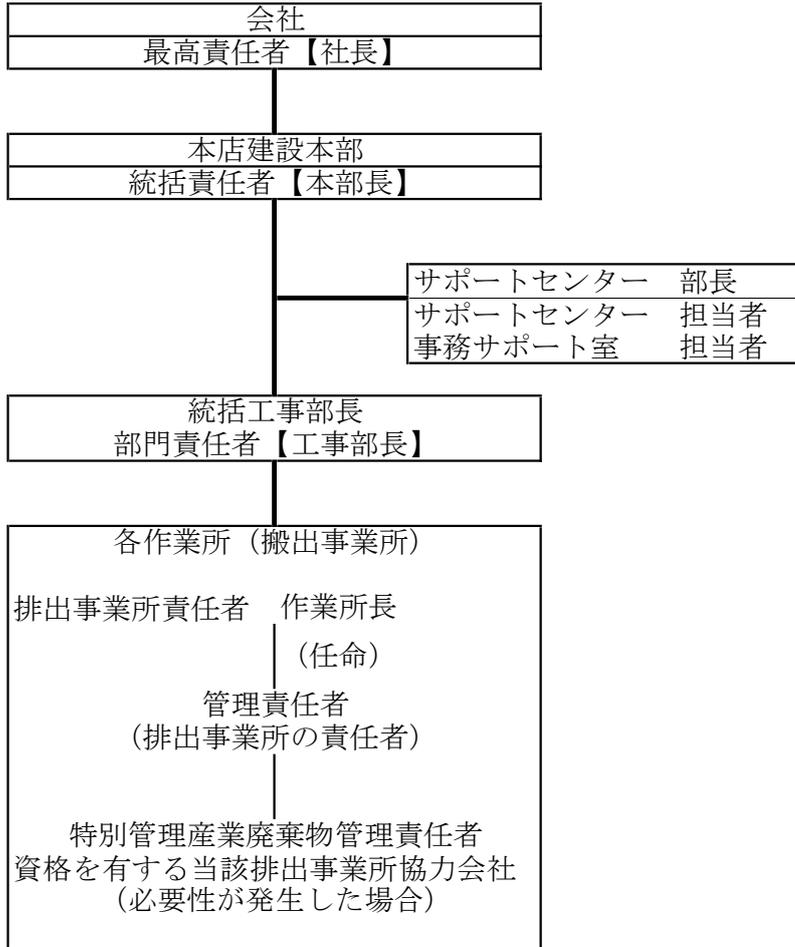
②計画

建設系混合廃棄物（管理型）	蛍光灯		
60.00 t	0.00 t	t	t
40.00 t	0.00 t	t	t
48.00 t	0.00 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が**1,000**トン以上の事業場ごとに**1**枚作成すること。
- 2 当該年度の6月**30**日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の**11**第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第**15**条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

コーナン建設株式会社 【本店】
体制図



】役割【	総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ①基本方針に基づく産業廃棄物処理の本部方針ならびに本部総括指導に関する事項 ②基本方針ならびに本部方針に基づく本部規定及び管理体制図の策定改廃 ③基本方針及び本部方針の徹底ならびに教育の実施 ④関係会社を含む本部が主管する排出事業所等の産業廃棄物処理業務に関する検査 ⑤本部内の産業廃棄物の排出状況、再資源化及び再利用状況の把握及び分析 ⑥廃棄物処理法及び関係法令等の研究、適用指導及び情報収集
	排出事業所責任者	<ul style="list-style-type: none"> ①排出事業所等の産業廃棄物に関する事項の統括 ②産業廃棄物管理者の任命(産廃物管理規定第5条第4項) ③取引関係における排出事業者責任の把握及び当該責任に応じた産業廃棄物の適正処理に関する指示及び関係者との協議 ④産業廃棄物の収集運搬業者及び処理業者との委託契約の締結 ⑤サポートセンター、本部担当部署及び社内関係部署との情報交換、協議、連絡調整
	管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物処理の現場実務の指示、指導及び助言 ②産業廃棄物処理実績の集計、記録の保存及びその報告 ③産業廃棄物に関する委託契約書の更新管理、管理票の回収管理、及び保管 ④産業廃棄物収集運搬業者及び処理処分業者等の施設等の調査、踏査、選定及び教育 ⑤従業員及び取引業者に対する産業廃棄物に関する教育の実施 ⑥廃棄物処理法及び関係法令に従い、関係行政機関等に対する申請、報告に関する事項 ⑦産業廃棄物管理票(電子マニフェスト関連帳票含む)等の交付 ⑧産業廃棄物の分別及び引渡し時の確認 ⑨協力工事店等の下請事業者の監督及び指導 ⑩産業廃棄物の保管基準遵守に関する事項

産業廃棄物の処理概要

